

姫 監 公 表 第 1 5 号
令 和 7 年 1 1 月 2 6 日

姫 路 市 監 査 委 員	三 輪	徹
同	芝 野	稔
同	白 井 義	一
同	山 口	悟

住 民 監 査 請 求 (「 飾 磨 消 防 団 大 塩 分 団 に 対 す る 令 和 7
年 度 姫 路 市 消 防 団 分 団 交 付 金 の 返 還 又 は 交 付 差 し 止
め 及 び 消 防 団 長 に 対 す る 報 酬 の 返 還 又 は 支 給 の 差 し
止 め に つ い て 」) に 係 る 監 査 の 結 果 に つ い て

令 和 7 年 1 0 月 2 0 日 に 受 付 を し た 地 方 自 治 法 第 2 4 2 条 第 1
項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 の 結 果 を 、 同 条 第 5 項 の
規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 表 し ま す 。

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求年月日

住民監査請求「飾磨消防団大塩分団に対する令和7年度姫路市消防団分団交付金の返還又は交付差し止め及び消防団長に対する報酬の返還又は支給の差し止めについて」（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、令和7年10月20日に受付をした。

3 請求の要旨

姫路市は、飾磨消防団大塩分団（以下「大塩分団」という。）に対し、条例違反状態を認識しながら令和7年度姫路市消防団分団交付金（以下「本件分団交付金」という。）の支出を行っている。また、条例違反状態に対して是正指導や支出見直しを行わず、監督責任を怠っている。

大塩分団のサイレンの試験運転は毎日正午に行われており、その音量が姫路市公害防止条例（昭和48年4月1日条例第1号。以下「公害防止条例」という。）の基準65デシベル以下を大きく超過した100デシベルで約30秒間実施されている。消防団員は入団時の誓約書において「条例及び規則を遵守すること」を明示的に誓っているにもかかわらず、団長はこれを守らず違反状態を継続しており、報酬が支給されている。

姫路市は、環境政策室および消防局としてこの状態を認識しながら、適切な是正、監督ができておらず、また、条例に違反する音量で大塩分団がサイレンの試験運転を許可する文書も存在しない。

以上の理由により、本件の支出は財務会計上、不当な公金支出であり、条例違反状態を放置したまま補助金及び報酬を支出することにより、本来支出すべきではない経費が支払われ、姫路市財政の公正性及び市民からの信頼が損なわれ、行政運営上の損害が生じている。

当該補助金及び報酬の支出内容を監査し、大塩分団の試験運転が不適切と確認された場合、その返還を求める。

是正または改善が見られない場合には、今後の補助金及び報酬の交付を差し止めることを求める。

姫路市として、大塩分団に対する条例遵守の徹底及び音量管理に関する指導監査体制を強化することを求める。

4 事実を証する書面

- ①補助金等交付可否決定書（R7. 4. 1付）
- ②議事録（R6. 7. 30請求人作成）
- ③行政文書非公開決定通知書（R6. 12. 12付）
- ④消防団の条例違反と補助金交付の適法性に関する確認依頼（R7. 9. 18付、請求人から姫路市消防局あて）
- ⑤地図（設置箇所）

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年10月29日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

消防局総務課が大塩分団に対し交付した本件分団交付金及び消防団長に対して支給した報酬について、不当な公金支出に当たるか否か、本件分団交付金の返還又は交付差し止め及び団長報酬の返還又は支給の差し止めを求める措置を講ずべきか否か、また、是正指導や支出見直しを行わず監督責任を怠っているか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

消防局総務課を監査対象部局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年11月11日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行ったが、追加の証拠書類の提出はなかった。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象について

消防団に対する補助金及び報酬の交付権限者の姫路市長を請求の対象としている。姫路市長は令和7年度に条例違反の状態を認識しながら分団への交付金として233,000円、消防団長の報酬として88,400円を支出して

いる。適切な是正指導や支出見直しを行わず、監督責任を怠っている。

(2) 不当とする理由について

大塩分団が毎日正午にサイレンの試験運転を行っているが、公害防止条例の基準である65デシベルをはるかに逸脱し、100デシベルで約30秒間流している。当該サイレンから近距離にある大塩小学校には姫路市が所有する防災行政無線があり、条例の範囲内で試験運転が月1回、適法に実施されている。同一目的の設備で、姫路市は条例を遵守しており、一方、大塩分団は条例違反状態で不均衡が存在している。消防団員は入団時に誓約書を提出する必要がある、「条例及び法令を遵守すること」を明示的に誓っている。

(3) 公共性について

環境政策室が測定したところ、本件サイレン音は100デシベルで、この事実は間違いない。重要なのは公共性で、公害防止条例には例外規定が3つあり、祭礼、緊急性、公共性があるときは鳴らしてよいと記載があるが、毎日の試験運転はその公共性には当たらないと思う。これを認めると条例の趣旨が体をなさない。防災行政無線があり、今となっては本件サイレンは役割を終えているのでいらないのではないかと思う。

また、公共性について、姫路市は補助金を支出しており、正当性はあるといっているのと同義だとみている。文書や住民の許可等があるなら分かるが、文書がないのであればそこに正当性がないのではないか。法令を遵守しないと今後、姫路市に損害が生じる可能性がある。

(4) 請求する措置

大塩分団の試験運転に公共性があるのであれば文書できちんと確認してほしい。文書がないのであれば、大塩分団に交付した本件分団交付金233,000円と消防団長への報酬88,400円の返還を求める。状況が変わらないのであれば、今後、補助金、交付金の差し止めをお願いしたい。また、この行為は現在も続いており、法令の遵守、音量の管理を徹底してほしい。

4 監査対象部局の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和7年11月11日に関係職員の陳述の聴取を行った。

なお、陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件請求に対する消防局の基本的な考え方

請求人が指摘する飾磨消防団大塩分団への交付金及び団長への報酬の支出については、関係法令に基づき適正に執行されたものであり、違法または不当な公金支出には当たらないと考えている。

その理由は、本件請求の前提となる公害防止条例等の法令違反の事実は現時点において認められないと認識している。当然、サイレンの定期放送は、姫路市公害防止条例施行規則（昭和49年4月20日規則第25号。以下「公害防止条例施行規則」という。）別表第5の備考に定める公共のために放送する場合に該当し、音量規制の適用外と理解している。

(2) 姫路市消防団分団交付金（以下「分団交付金」という。）及び消防団長報酬について

分団交付金とは、特定の事業一つ一つに対する支出ではなく、資機材の購入また施設の維持管理など消防団の運営活動を支える目的で交付されている。

また、報酬とは災害への即時対応の維持、日常訓練、警戒活動など消防団員という特別な身分を保有し、それに伴う責務全体に対して支払われるものである。これらの公金は消防団活動全体を対象とし、支出の違法性、妥当性は法令に定められた交付要件や用途、使途、団員としての身分に基づき判断されるべきものと考えている。

(3) 返還について

交付金の返還は、規則に定められた虚偽申請や補助金の目的外使用といった不正行為があった場合に命じられるものである。

報酬についても不正受給、明らかな過払い等がなく、適法に職務に従事する団員から返還を求めることは困難である。本件において、このような返還事由に該当する事実は一切確認されておらず、また監督責任を怠った事実はないと認識している。

(4) サイレンの音量について

サイレンの音量については、所管部署である環境政策室が大塩分団に対し行政指導を行っており、市の権限の範囲内で適切に対応を行ったものと認識している。

5 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部局に対して、関係書類の提出を求め、書類調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法により実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等の定め

本件に関係する条例、規則又は交付基準は以下のとおりであり、関係

する条文を抜粋し、「関係法令等の定め」として掲載する。

- ア 姫路市補助金等交付規則（昭和43年11月21日規則第60号。以下「交付規則」という。）

法令その他特別の定めがあるものを除くほか、各種団体又は個人で公益上特に必要と認めるものに対し、市が交付する補助金等の交付手続に関する基本的事項が定められている。

- イ 姫路市消防団分団交付金交付基準（昭和53年4月1日消防局訓令甲第6号。以下「交付基準」という。）

交付規則に定めがあるものを除き、市が分団に交付する交付金について、交付基準、交付の手続、交付の時期等を定めている。

- ウ 姫路市消防団条例（昭和25年7月29日条例第22号。以下「消防団条例」という。）

消防組織法に基づき姫路市消防団の設置、名称及び区域並びに姫路市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱に関し必要な事項を定めている。

- エ 姫路市消防団規則（昭和25年7月29日規則第24号。以下「消防団規則」という。）

消防団条例の施行について、必要な事項を定めている。

- オ 姫路市公害防止条例（昭和48年4月1日条例第1号）

公害防止にあらゆる努力を傾注するという基本理念に基づき、事業者、市長、市民の責務、事業者等に対する規制等、必要な事項を定めている。

- カ 姫路市公害防止条例施行規則（昭和49年4月20日規則第25号）

公害防止条例の施行について、騒音に係る規制基準等、必要な事項を定めている。

(2) 分団交付金及び消防団長報酬について

- ア 分団交付金について

分団交付金は、分団の円滑な運営を図るため、市が分団に交付しているものであり、交付規則及び交付基準に基づき交付されているものである。

当該交付金は、予算の定める範囲内において、経費ごとに金額が掲げられ、各年度ごとに2回に分けて交付することとなっている。大塩分団への支払内訳は分団活動事業計画書により、①分団管理運営費②年末警戒費の合計233,000円で、その内前期分として110,000円が交付されている。

イ 消防団長報酬について

消防団長報酬は、消防団条例により給与額の定めがあり、消防団長の報酬額（年額）は、88,400円となっており、4月から9月までの間に従事した分として前期分が支給されている。

(3) サイレンの音圧レベルについて

令和6年7月に環境政策室が計量法（平成4年法律第51号）の条件に合格した騒音計を用いて、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法に基づき測定し、測定結果の評価値は100デシベルであった。環境政策室に確認したところ、対象区域は公害防止条例施行規則別表第1第4項に定める区域の区分の第2種区域に当たり、同区域の昼間（午前8時から午後6時まで）の騒音に係る規制基準の60デシベルと同施行規則別表第5に定める拡声機の使用基準の屋外定置式拡声機の使用基準による5デシベルを合計した65デシベルということになっているが、当該サイレンの試験運転は、同施行規則別表第5備考欄に規定されている「公共のために放送する場合」に当たるため、拡声機の使用基準の適用は除外されている。

なお、環境政策室に本件に対し、行政指導を行ったかどうかを照会した結果、分団長にサイレンの回数や音量について対応が可能か検討してもらうよう依頼したが、これは行政指導として行ったものではないとの回答を得た。

2 判断

(1) 分団交付金の交付及び消防団長報酬の支給について

本件におけるサイレンの運転は、消防団と地域住民が一体となった防災体制を築くための一環として設置し、分団が独自に試験運転を行っているものであり、交付基準に基づき交付されている分団交付金の対象業務ではない。

また、同交付金を交付規則及び交付基準に基づいて交付するに当たっては、交付決定の取消し要件には該当していないほか、規定に違反している事実は確認できない。

消防団長への報酬については、消防団条例及び消防団規則に基づき支給されており、支給停止又は返還に繋がる分限又は懲戒等に該当する事実は確認できない。

(2) サイレンの試験運転に係る監督責任について

本件請求の前提としている大塩分団が試験運転を行うサイレンの音圧レベルに関して、公害防止条例及び公害防止条例施行規則に違反してい

るということを明らかにする事実は認められなかった。

本件サイレンは、自治会警報設備として自治会及び大塩分団が設置運用しているもので、当該試験運転の音圧レベルに対する指導監督に関して、市が損害を被るような財産の管理を怠る事実はないと考える。

- (3) 上記(1)及び(2)のとおり請求人の主張は、いずれも財務会計上の違法若しくは不当な公金の支出又は怠る事実とは認められず、返還又は差し止めの必要はない。また、姫路市財政の公平性及び市民からの信頼が損なわれ、行政運営上の損害が生じているという事実は認められない。

第4 結論

以上のことから、本件分団交付金の交付及び消防団長報酬の支給並びに監督責任に関して、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

【関係法令等の定め】

1 姫路市補助金等交付規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、各種団体又は個人で公益上特に必要と認めるものに対し、市が交付する補助金等の交付手続に関する基本的事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）補助金等 市が交付する補助金・交付金・利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- （2）補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3）申請人 補助金等の交付の申請をしようとする者をいう。
- （4）補助事業者 補助金等の交付の決定を受け、補助事業を行うものをいう。

（補助金等の交付基準）

第3条 補助金等は、予算の範囲内において、補助事業を行う者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

（交付の申請）

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等にあつては、添付書類の一部を省略することができるものとする。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書及び前年度決算書
- （3）工事の施工にあつては実施設計書
- （4）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定により補助金等の交付の可否を決定したときは、市長は、速やかにその旨を補助金等交付可否決定書（様式第2号）により申請人に通知する。

（交付の条件等）

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達

成するために必要があると認めるときは条件を付し、又は指示をすることができる。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件若しくは指示に従い善良な管理者の注意義務をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、市長の定める期日又は随時の要求に応じ、補助事業の遂行の状況を市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく様式第3号の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。

(補助金等の請求)

第11条 補助金等は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときには、完了後10日以内に、補助事業実績報告書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業により取得した次に掲げる財産を市長の文書による承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供したと

き。(補助事業者が、補助金等の全部に相当する金額を市に返納した場合を除く。)

ア 不動産及びその従物

イ 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

ウ その他補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認め市長が指定するもの

(4) 前3号のほか、補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、第9条第2項及び前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金等が交付されているときは、速やかに補助事業者に対し補助金等返還命令書(様式第7号)により、当該取消しに係る部分又は変更による減額部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 姫路市消防団分団交付金交付基準(抜粋)

(趣旨)

第1条 この基準は、姫路市消防団規則(昭和25年姫路市規則第24号)第3条に規定する分団(以下「分団」という。)の円滑な運営を図るため、市が分団に交付する交付金(以下「交付金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 交付金は、予算の定める範囲内において次の各号に掲げる経費ごとに当該各号に掲げる金額とする。

(1) 分団管理運営費

ア 1分団につき年額220,000円(平26.3.4一部改正)

イ 姫路市家島町消防団については、1分団につき年額350,000円(昭58.3.23、昭60.9.11一部改正、昭63.4.1ただし書追加、平5.3.2、平6.3.9、平18.2.24一部改正、平26.3.4一部改正)

(2) 消防自動車等管理経費

ア 小型動力ポンプ付積載車 1台につき年額115,000円(平18.2.24一部改正)

イ 小型動力ポンプ 1台につき年額25,000円

ただし、地域改善対策事業に係る消防ポンプ(これを更新配備したものを含む。)で購入年度から15年を経過していないもの(消防長の認定を受け、引き続き同じ分団で使用する場合は、購入年度から15年を経過しているものを含む。)に限る。(昭61.3.31、平2.2.21、平5.3.2一部、平9.2.21全部改正)

(3) 年末警戒費 1分団につき13,000円(平29.3.31一部改正)

(4) 姫路市家島町消防団の団員加算 団員1人につき年額42,000円（団員の数、当該年度の4月1日現在の実員数とする。）（平3.4.1、平9.2.21号番号、平18.2.24一部改正、平26.3.4一部改正、令3.11.15一部改正）

（交付の手續）

第3条 分団長は、次に掲げる書類を毎年4月末日までに消防局長に提出しなければならない。

(1) 分団活動事業計画書

(2) その他消防局長が必要と認める書類（平16.4.1一部改正により2項削除）

（交付の時期）

第4条 交付金は、各年度ごとに2回に分けて交付する。

（補則）

第5条 この基準に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、消防局長が別に定める。

3 姫路市消防団条例（抜粋）

第4章 給与

第10条 団員（第12条第2項の規定により休職にされた団員及び第14条の2の規定により消防団活動の休止をしている団員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、別表第2に定める額の報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、団員が災害に出動し、7時間45分を超える職務に従事したときは、日額8,000円の報酬を支給する。

3 報酬は、第1項の報酬にあつては2等分して4月から9月まで（以下「前期」という。）及び10月から翌年3月まで（以下「後期」という。）の分を、前項の報酬にあつては前期及び後期の間に従事した分を、それぞれ支給する。

4 団員が年の中途において就職し、又は退職し、失職し、若しくは死亡した場合における第1項の報酬は、月割計算により支給する。

第11条 団員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の費用弁償を支給する。

(1) 水火災に出動し、直接消防業務に従事した場合（前条第2項に該当する場合を除く。）

4,000円（姫路市家島町消防団にあつては、6,000円）

(2) 市が計画して行う警戒業務に従事した場合 1,000円（年末に行う火災特別警戒業務に従事した場合にあつては、2,000円）

(3) 市が計画して行う訓練に参加した場合 1,000円

- (4) 地域住民に対する防火防災指導業務に従事した場合 1, 0 0 0 円
- 2 費用弁償は、前期及び後期の間に従事した分を、それぞれ支給する。
- 3 第1項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、姫路市職員等の旅費に関する条例（昭和32年姫路市条例第24号）の規定による旅費支給の例により旅費を支給する。この場合において、同条例別表の適用については、当該団員は2級相当職にある者とみなす。

第5章 分限、懲戒等

第12条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、姫路市消防団員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠くに至った場合
- 2 任命権者は、団員（第3号にあっては、市内に勤務する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に諮り、その意に反して、これを休職することができる。
- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 住所地を離れて市外で生活することを常とすることにより、長期にわたり、出勤し、職務に従事することができない場合

第13条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に諮り、これを懲戒することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合
- 2 前項の懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

第14条 委員会の組織及び運営は、規則で定める。

第14条の2 団員が次のいずれかに該当する場合は、消防団活動の休止をすることができる。

- (1) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障がある場合
- (2) 当該団員の子の養育のため、勤務の遂行に支障がある場合

第14条の3 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

2 団員の定年は、次の各号に掲げる階級に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 団長、副団長、分団長及び副分団長 年齢70年
- (2) 団長、副団長、分団長及び副分団長を除く階級 年齢65年

3 市長又は団長は、第6条の規定に基づき、定年に達した団員を定年退職日の翌日において上位の階級（定年が異なるものに限る。）の団員として任命することができる。この場合において、当該団員は、第1項の規定にかかわらず、当該定年退職日に退職しないものとする。

4 姫路市消防団規則（抜粋）

（報酬等の支給方法）

第8条 団員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第10条第1項に規定する報酬は、前期の分にあつては9月15日に、後期の分にあつては3月15日に支給する。
- (2) 条例第10条第2項に規定する報酬及び条例第11条第1項に規定する費用弁償は、前期の間に従事した分にあつては11月15日までに、後期の間に従事した分にあつては5月15日までに支給する。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、それらの日前において、それらの日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

3 報酬等は、市長が必要と認めたときは、支給日を変更し、又は支給額を分割して内払することができる。

4 報酬等は、団員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

5 姫路市公害防止条例（抜粋）

（拡声機の使用制限）

第46条 拡声機を使用する者は、他の法令等に定めのある場合を除き、規則で定める使

用基準を遵守しなければならない。

6 姫路市公害防止条例施行規則（抜粋）

（拡声機の使用基準）

第10条 条例第46条に規定する規則で定める使用基準は、別表第5のとおりとする。

別表第1（第3条関係）

4 騒音に係る規制基準

（単位 デシベル）

区域の区分 時間の区分	昼間 （午前8時から午後6時まで）	朝夕 （午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで）	夜間 （午後10時から翌日午前6時まで）
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

備考

- この表の区域の区分は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項に基づき姫路市長が指定する地域の区分によるものとする。
- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 工業専用地域が第2種区域、第3種区域又は第4種区域と隣接する場合、当該工業専用地域のうち第2種区域、第3種区域又は第4種区域との境界線から100メートルの区域内における規制基準は、第4種区域の規制基準によるものとする。
- 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、3に規定する場合の測定場

所は、当該境界線上とする。

5 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下同じ。

6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いるものとする。以下同じ。

7 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第5（第10条関係）

拡声機の使用基準

屋外定置式拡声機の使用基準	1 午後10時から翌日午前6時までの間は放送しないこと。 2 拡声機から発生する音量は、当該拡声機を設置する場所の敷地境界線の外で地上1.5メートルの騒音最大地点において、別表第1第4項騒音に係る規制基準の値に5デシベルを加えた音量以下とすること。
移動用拡声機の使用基準	1 午後8時から翌日午前7時までの間は放送しないこと。 2 拡声機から発生する音量は、音源から10メートルの距離において、別表第1第4項に係る規制基準の値に5デシベルを加えた音量以下とする。

備考 この使用基準は、災害等非常の事態の発生により緊急に住民に周知すべき事件が生じた場合その他公共のために放送する場合又は祭礼その他地域の習慣となっている行事に伴って放送する場合における拡声機の使用には適用しない。